

令和元年10月8日

埼玉県知事 大野 元裕 様

埼玉県社会的養育推進計画検討委員会
委員長 栗原 直樹

埼玉県社会的養育推進計画（案）に対する意見について

秋晴の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

本委員会では、平成31年2月7日から令和元年9月24日までの間に計4回に渡り、標記案について検討してまいりました。

第4回委員会では、これまでの検討委員会で各委員から出された意見が反映された計画案を提示いただきました。

本委員会としては、第4回委員会での審議を踏まえ、別添のとおり最終意見を申し上げます。

県においては、本委員会から提出する意見を十分に参考としながら、計画を策定していただければと存じます。

委員からの意見

1 取組への意見

- (1) 具体的施策の(2)社会的養育の充実のうちの②を「養子縁組の適切な推進」と改めるという意見もあるが、「特別養子縁組等の推進」と表記することが適当である (P1, P7, P11)

【理由】

普通養子縁組と特別養子縁組の両制度を包含した「養子縁組」を使用することが適当という意見もあるが、特別養子縁組制度の推進を図る国の施策の方向性を踏まえると「特別養子縁組等の推進」とすることが適当と判断するため。

- (2) 具体的施策の(2)社会的養育の充実のうち「④入所児童の自立支援」を「④入所児童等の自立支援」に改めること (P1, P7, P12)

【理由】

取組には退所児童に対するアフターケア事業も含まれており、入所児童だけでなく退所児童も含む表記とした方が望ましいため。

- (3) 取組 N039 文中における「未成年後見人制度により専門家と連携して」を「未成年後見人制度の活用に向けて専門家と連携して」に改めること (P9)

【理由】

専門家との連携の仕方を具体的に表記した方が分かりやすいため。

- (4) 取組 N055 文中における「また、委託後も訪問するなどして切れ目のない支援を行います」を「また、委託後も定期的に訪問するなどして切れ目のない支援を行います」に改めること (P10)

【理由】

切れ目のない支援を行っていくには、継続的な訪問が必要であるため。

- (5) 取組 N061 文中における「また、民間あっせん機関に対し、特別養子縁組等に関する手続きや養親等への支援」を「また、民間あっせん機関に対し、特別養子縁組等に関する適切な手続きや養親等への支援」に改めること (P11)

【理由】

民間あっせん機関が「子供の人権」「実親の意見」「養親の希望」を踏まえた養子縁組や特別養子縁組を成立させる上で、手続きや支援が適切である必要があるため。

2 指標への意見

- (1) 里親等委託率を32%（令和6年度）とすることは適当であるが、異なる意見もあった(P11)

【理由】

単に里親等委託児童数の増加傾向のみで算出した数字を目標とすることなく、様々な取組を通じて里親等児童数を増やし達成を目指す案となっていると考えられるため、適当である。

なお、委員会内では「数字ありきではなく現実的かつ誠実で責任ある目標とした方がよい」という意見や「ビジョンの数字にもっと近づけるべきだ」という意見もあった。

- (2) 児童養護施設退所児童の大学等進学率を令和6年度までに35%とする目標値は適当と考える(P12)。

【理由】

過去の児童養護施設退所児童の大学等進学率の推移で計算すると、令和6年度の数値は29.1%となることを学業支援などの取組を進めることにより5.9ポイント上げた目標としているため。

なお、「障害を持つ子供などの就学の継続や自立に向けた支援を充実させること」や「県内高校生の大学等進学率も参考資料として掲載すること」などの意見もあった。